参考第2号様式

支出伝票

局

年度	令和7年度		経理責任者	[redacted]	代表者	[redacted]

経費の区分	1 調査研究費
整理番号 (整理区分ごと)	1001
実施年月日	令和7年4月5日
支出年月日	令和7年4月5日
金額	4,050 円
支出先	木内油業株式会社
使途内容 事業名	ガソリン代

備考　※経費の内訳(単価等)・按分率（按分による支出の場合）等を記入

・全体の経費（4,500円）・・・A
・按分の率　（90%）　・・・B
・A×B＝　政務活動費支出額　4,050円

※領収書及びその他証拠書類等（政務活動記録票を含む。）を添付し、議長に提出してください。

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月05日 10:22

売上
V会員　　様
6-310301-49993-000
現金会員
車両番号　　実車番
0026-00
レギュラー　　P-01
25.00L　　*
180円　　￥4,500
合計　　￥4,500
(消費税10%対象　　￥4,500
内消費税等　　[redacted]￥409)
V会員番号：[redacted]
Vﾎﾟｲﾝﾄ:基本P　　[redacted]P
特別P　　[redacted]P
今回計　　[redacted]P
利用ポイント　　[redacted]P
利用可能ポイント　　[redacted]P
本日付与されたポイントは２～３日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Vポイントが加算されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。
現金でお買上げの場合は領収書がございません。

本内油業　株式会社　新丸子　ＳＳ
神奈川県　川崎市　　中原区
丸子通１－６３６－２
TEL:044-411-5096　　SS-310301
登録番号：T7020001069175
ﾚｼｰﾄNo 7471-01　ﾃﾞｰﾀNo2782-2784
011[redacted]　　2025/04/05

参考第2号様式

支出伝票

局

年度	令和7年度	経理責任者	[redacted]	代表者	[redacted]

経費の区分	1 調査研究費
整理番号 (整理区分ごと)	1002
実施年月日	令和7年3月6日
支出年月日	令和7年4月28日
金額	20,430 円
支出先	オリックス自動車株式会社
使途内容 事業名	車両リース代

備考　※経費の内訳(単価等)・按分率（按分による支出の場合）等を記入

・全体の経費（22,701円）・・・A
・按分の率　（90%）　・・・B
・A×B＝　政務活動費支出額　20,430円
　　小数点以下切り捨て

3月分
車両本体価格（税別）743,000円
743,000円÷36ヶ月＝20,638円(1ヶ月) 小数点以下切り捨て
20,638円+2063円(税10%) ＝22,701円

※領収書及びその他証拠書類等（政務活動記録票を含む。）を添付し、議長に提出してください。

ご利用代金請求明細書

松川　正二郎 様

2025/07/15

[redacted]
本　社／[redacted]
問合先：[redacted]
※ご利用いただけない場合は、[redacted]

2025年04月ご請求金額

[redacted]円

ご利用カード

[redacted]

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2025/04/28	口座振替	[redacted]	2025/04/22	[redacted]ポイント	[redacted]円	[redacted]円

ご利用明細

（単位：円）

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
[redacted]								

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

ご利用明細

（単位：円）

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
[redacted]								
2025/03/06	オリックス自動車	本人*	1回払い	40,150	0	40,150	40,150	

（第2号様式）

車　両　リ　ー　ス　台　帳

車　　種	契　約　期　間	リース料（月額）
日産自動車株式会社 ノート　e-POWER B 2WD DAA-HE12	令和 6 年 5 月 28 日 ～ 令和 9 年 5 月 27 日	40,150円

車　両　の　貸　主	車　両　の　借　主
東京都港区芝3丁目22-8 オリックス自動車株式会社	松川 正二郎

リース契約書の内容と相違ないことを証明する。

令和 7 年 4 月 28 日

会派代表者（議員名）　松川 正二郎

※ 議員交付の場合は、議員本人が証明すること。